

よくある質問（福岡市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）

目次

1	申請から支給までの流れについて教えてほしい。
2	給付金の支給までどのくらい期間がかかるのか。
3	なぜ特例貸付の利用が前提なのか。
4	特例貸付を申請中、借受中の場合は、支給対象とならないのか。
5	社会福祉協議会が実施する特例貸付の再貸付の借受人と、「主たる生計維持者」（自立支援金の申請者）が異なっている場合は、支援金は受け取れないのか。
6	「同じ世帯」か否かは、何をもとに考えたらよいのか。
7	福岡市に住民登録がない場合は、どうしたらよいか。
8	学生は支給対象か。
9	外国人の方は支給対象か。
10	持ち家の場合も支給対象か。
11	住居確保給付金を受給中でも自立支援金の支給対象か。
12	「収入」とは、何をさすのか。（範囲、考え方）
13	新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金・融資は収入・資産に含まれるのか。
14	子どものアルバイト収入は、「収入」に含まれるのか。
15	借家の場合と持ち家の場合で、収入要件（収入の上限額）は違うのか。
16	求職活動は、申請時に行っておく必要があるのか。
17	申請時に、仕事をしている人が、求職活動等要件を満たすには、転職しなくてはいけないのか。
18	職業訓練を受講していても、求職活動を行わないと求職活動等要件を満たさないのか。
19	生活保護の申請をして自立支援金を申請していたが、生活保護が却下になった場合、自立支援金はどうなるのか。
20	受給中は、月に一度自立相談支援機関の支援を受けることになっているが、どうやって支援をうけるのか。
21	自立支援金の申請後に、世帯人数に変更があった場合、支給額は変わるのか。

1	申請から支給までの流れについて教えてほしい。
<p>1. 申請書類の提出 申請のご相談については、「コールセンター」で受け付けております。申請をご希望の場合は、申請書類一式を「事務集中センター」に郵送でご提出ください。申請書類は、当ホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。印刷環境がない方は、コールセンターにお電話で書類をご請求ください。郵送させていただきます。</p> <p>2. 福岡市で審査</p> <p>3. 支給（又は不支給）の決定 支給（又は不支給）通知書を、申請者あてに郵送します。</p> <p>4. 申請者の口座に振込（支給の決定の場合） ※ 支給決定後、毎月求職活動の報告が必要です。</p>	

2	給付金の支給までどのくらい期間がかかるのか。
<p>申請書と必要な書類を全て提出いただいてから（不足なく揃ってから）、要件を確認し、給付金の支給決定を行います。申請の状況にもよりますが、書類が揃ってから振込までの期間を3～4週間と見込んでいます。</p>	

3	なぜ特例貸付の利用が前提なのか。
<p>国において、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々に対し、社会福祉協議会が実施する特例貸付の要件緩和や申請期限の延長などが行われてきましたが、すでに再貸付等まで終了するなど、特例貸付の利用が終了した世帯がおられます。</p> <p>自立支援金は、このような、特例貸付の利用が終了した世帯で、生活保護にの段階にある方々の生活再建に対する支援として支給されるものです。</p>	

4	特例貸付を申請中、借受中の場合は、支給対象とならないのか。
<p>自立支援金は、特例貸付を借り終えた方が対象のため、特例貸付を申請中の方は、申請対象になりません。</p> <p>特例貸付を借受中の方のうち、自立支援金の申請月（令和4年12月まで）に最終借入月が到来し、他の要件も満たす場合には、支給対象となります。</p>	

5	社会福祉協議会が実施する特例貸付の借受人と、「主たる生計維持者」（自立支援金の申請者）が異なっている場合は、支援金は受け取れないのか。
自立支援金の申請者の世帯に、特例貸付の借受人が属していて、他の支給要件を満たす場合は、支給対象となります。	

6	「同じ世帯」か否かは、何をもとに考えたらよいのか。
原則として、同一の住民票に記載されている方を同じ世帯として認定します。	

7	福岡市に住民登録がない場合は、どうしたらよいか。
自立支援金は、二重給付の防止の観点から、住民登録された住所地を管轄する福祉事務所設置自治体が支給することになっています。住民登録をされている住所地を管轄する福祉事務所設置自治体に申請してください。	

8	学生は支給対象か。
<p>基本的に対象になりません。</p> <p>ただし、世帯の生計維持者として、専らアルバイトにより学費や生活費をまかなっていた学生が、アルバイトがなくなり別のアルバイトを探している場合であって、他の支給要件も満たす場合などは、例外的に支給対象になります。</p>	

9	外国人の方は支給対象か。
外国籍の方も、日本国籍の方と同様に、各支給要件を満たす場合は、支給対象です。	

10	持ち家の場合も支給対象か。
持ち家の方も、各支給要件を満たす場合は、支給対象です。	

11	住居確保給付金を受給中でも自立支援金の支給対象か。
住居確保給付金を受給中の方も、各支給要件を満たす場合は、自立支援金の支給対象です。 また、住居確保給付金は、自立支援金における「収入」には含まれません。	

12	「収入」とは、何をさすのか。（範囲、考え方）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与収入は、総収入から交通費支給額を差し引いた後の金額が、「収入」となります。（社会保険料等についての控除はありません。） ・ 自営業による収入は、経費を差し引いた後の金額が、「収入」となります。 ・ 雇用保険の失業手当や児童扶養手当、公的年金等の定期的に支給されるものは「収入」となります。 ・ 児童扶養手当や公的年金等は、申請月に振り込まれていない場合でも、年間支給額を12で割った月額を、申請月の収入として認定します。 ・ 親族等からの継続的な仕送りは「収入」となります。 ・ 臨時的な給付金等は、「収入」となりません。 ・ 毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3ヶ月間または直前の月の収入額から推計します。 	

13	新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金・融資は収入・資産に含まれるのか。
公的給付等のうち臨時的に給付等されるものは収入・資産に含まないとされており、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応として、臨時的に支給等されている給付金等は、収入・資産には含みません。	

14	子どものアルバイト収入は、「収入」に含まれるのか。
未成年かつ就学中の子のアルバイト収入は、「収入」には含めません。	

15	借家の場合と持ち家の場合で、収入要件（収入の上限額）は違うのか。									
同じです。借家か持ち家かにかかわらず、次の額が上限額です。										
世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
収入の合計額	12万円	17万 3千円	21万 9千円	26万 1千円	30万 2千円	34万 7千円	39万円	42万 6千円	46万 3千円	49万 9千円

16	求職活動は、申請時に行っておく必要があるのか。
<p>申請時点では、求職申込の内容を「申請書（様式1-1）⑤-1又は⑤-2」に記載することをもって、求職活動等要件を満たしているものとします。</p> <p>その後支給が決定してから、支給期間中は、下記（１）～（３）の求職活動を行うことが必要です。</p> <p>（１）毎月1回以上、福岡市生活自立支援センターで就労に関する面談等を受けること</p> <p>（２）毎月2回以上、ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の職業相談を受けること</p> <p>（３）原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること</p>	

17	申請時に、仕事をしている人が、求職活動等要件を満たすには、転職しなくてはいけないのか。
<p>自立支援金の対象の方は、長期にわたって生活に困窮されている状態が続いていると想定されるので、自立支援金の支給終了後の自立のために、自立支援金の受給中に収入増加を図っていただく必要があります。</p> <p>収入増には、副業によるものも含まれるため、求職活動等要件を満たしていれば、必ずしも転職しなければならないわけではありません。</p>	

18	職業訓練を受講していても、求職活動を行わないと求職活動等要件を満たさないのか。
<p>公共職業訓練及び求職者支援訓練については、訓練の受講を求職活動とみなします。</p> <p>ただし、職業訓練を懈怠等で除籍された場合は、求職活動等要件を満たさないとして支給を中止します。</p> <p>※職業訓練受講給付金を受給されている場合、自立支援金の支給対象外です。</p> <p>※自立支援金受給中に職業訓練受講給付金を受給された場合、自立支援金の支給は中止となります。</p>	

19	生活保護の申請をして自立支援金を申請していたが、生活保護が却下になった場合、自立支援金はどうなるのか。
<p>自立支援金の支給にあたっては、「求職活動等要件」として、「ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをしに求職の申し込みをし、常用就職を目指し、求職活動を行う」又は「生活保護を申請し、決定が行われていない状態にある」ことが必要です。</p> <p>支給要件を満たすためには、生活保護が却下となった場合は、却下の決定以降、求職活動を行う必要があります。</p>	

20	受給中は、月に一度自立相談支援機関の支援を受けることになっているが、どうやって支援を受けるのか。
福岡市の自立相談支援機関「福岡市生活自立支援センター」あてに、月に一度「自立相談支援機関相談確認書」を提出していただきます。（自立支援金の支給決定時に、ご案内いたします。）	

21	自立支援金の申請後に、世帯人数に変更があった場合、支給額は変わるのか。
自立支援金は、早期支援・早期支給が重要とされており、また、3か月間の限定した支給であることから、支給申請後の世帯人数の変更による支給額の変更は行わないこととなっています。 なお、再支給の申請の際には、再支給申請時の世帯人数で申請することになります。	